

I 利 用 に あ た っ て

《 商業統計調査のしくみ 》

1 調査の目的

商業統計調査は、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されている。

3 調査期日

平成19年商業統計調査は、平成19年6月1日現在で実施した。

なお、本調査は、昭和27年以来2年ごとに実施してきたが、昭和51年調査から3年ごとに改められ、平成9年調査以降は5年ごとに実施し、その中間年（本調査から2年後）に簡易調査を実施することとしている。今回は本調査である。

年次別の調査期日は、下記のとおり。

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和27年(1952)	甲・乙	9月1日	57年(1982)	甲・乙・丙・丙の2	6月1日
29年(1954)	〃	9月1日	60年(1985)	甲・乙	5月1日
31年(1956)	〃	7月1日	61年(1986)	丙	10月1日
33年(1958)	〃	7月1日	63年(1988)	甲・乙	6月1日
35年(1960)	甲・乙・丙	6月1日	平成元年(1989)	丙	10月1日
37年(1962)	〃	7月1日	3年(1991)	甲・乙	7月1日
39年(1964)	〃	7月1日	4年(1992)	丙	10月1日
41年(1966)	〃	7月1日	6年(1994)	甲・乙	7月1日
43年(1968)	〃	7月1日	9年(1997)	〃	6月1日
45年(1970)	〃	6月1日	11年(1999)	〃（簡易調査）	7月1日
47年(1972)	〃	5月1日	14年(2002)	甲・乙	6月1日
49年(1974)	〃	5月1日	16年(2004)	〃（簡易調査）	6月1日
51年(1976)	〃	5月1日	19年(2007)	甲・乙	6月1日
54年(1979)	甲・乙・丙・丙の2	6月1日			

甲調査 = 法人組織の卸売・小売業（昭和27年～33年は飲食店を含む。）

乙調査 = 個人経営の卸売・小売業（〃）

丙調査 = 一般飲食店（昭和35年～51年はその他の飲食店を含む。）

丙の2 = その他の飲食店（その他の飲食店とは、飲食店のうちバー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールを対象とする。）

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類J－卸売・小売業」に属する事業所を調査の対象とする。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としない。

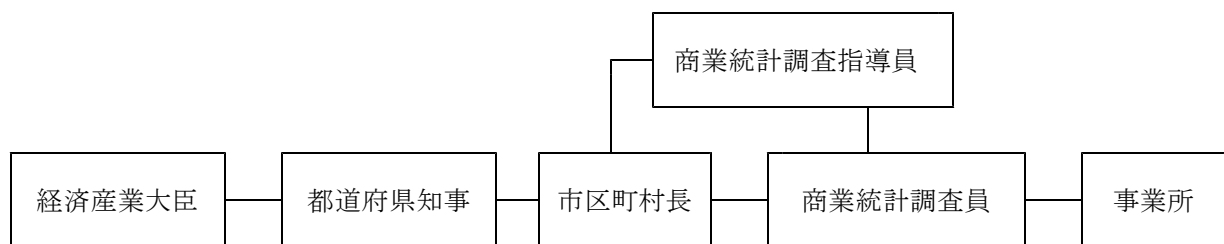
なお、調査期日に休業又は清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とする。

※駅改札内、有料道路内については、平成19年調査より調査を開始した。

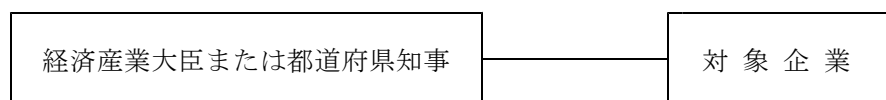
5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査方法及び調査経路は以下の①、②による。

- ① 県知事が委嘱した調査員が調査票をそれぞれの卸売・小売業を営む事業所に配布して、事業所が自ら記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



- ② 一部の指定事業所については、国及び都道府県が事業所の本社、本店等（企業）に直接本社、本店等を含む全ての事業所分についての調査票への記入を依頼し、収集する方法による本社等一括調査方式



《 利用上の注意 》

1 商業統計調査用分類

商業統計調査用分類は、原則として日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に準拠している（巻末の「産業分類表及び商品分類表」を参照）。

2 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための決定（格付け）方法は、次のとおり。

(1) 一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合には、商品分類番号 5 桁のうち上位 4 桁の分類番号で細分類を決定する。
- ② 取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位 2 桁の卸売品目（50～54）と小売品目（56～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業に決定する。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって、中分類（2 桁分類）を決定し、同様に上位 3 桁、上位 4 桁と順に分類し、細分類（4 桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業」「その他の各種商品卸売業」「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」「その他の各種商品小売業」「各種食料品小売業」「コンビニエンスストア」「たばこ・喫煙具専門小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

① 卸売業

(ア) 「4911 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表 1 の財別（生産財、資本財、消費財）の 3 財にわたる商品を販売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

(イ) 「4919 その他の各種商品卸売業」

表 1 の財別（生産財、資本財、消費財）の 3 財にわたる商品を販売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

なお、上記（ア）、（イ）について、生産財、資本財、消費財の 3 財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売業」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

表 1	財 別	小分類	産 業 分 類
生産財		501	繊維製品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
		522	化学製品卸売業
		523	鉱物・金属材料卸売業
		524	再生資源卸売業
資本財		521	建築材料卸売業
		531	一般機械器具卸売業
		532	自動車卸売業
		533	電気機械器具卸売業
	539	その他の機械器具卸売業	
消費財		502	衣服・身の回り品卸売業
		511	農畜産物・水産物卸売業
		512	食料・飲料卸売業
		541	家具・建具・じゅう器等卸売業
		542	医薬品・化粧品等卸売業
	549	他に分類されない卸売業	

(ウ)「5497 代理商, 仲立業」

「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商, 仲立業」に格付けする。

② 小売業

(ア)「5511 百貨店, 総合スーパー」

表2の衣(中分類56), 食(中分類57), 住(中分類58～60)にわたる商品を小売りし、衣, 食, 住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

(イ)「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」

表2の衣(中分類56), 食(中分類57), 住(中分類58～60)にわたる商品を小売りし、衣, 食, 住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

(ウ)「5711 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、小分類「572～579」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売りし、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所をいう。

(エ)「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

(オ)「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

「60911 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

表2

衣・食・住別	中分類	産業分類
衣	56	織物・衣服・身の回り品小売業
食	57	飲食料品小売業
住	58	自動車・自転車小売業
	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
	60	その他の小売業

3 主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業, 小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者(建設業, 製造業, 運輸業, 飲食店, 宿泊業, 病院, 学校, 官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具, 病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備, 産業用機械(農業用器具を除く), 建築材料(木材, セメント, 板ガラス, かわらなど)など}を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が, 別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理的事務のみを行っている事業所を除く)
例えば, 家電メーカーの支店, 営業所が自己製品を問屋などに販売している場合, その支店, 営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し, かつ, 同種商品の修理を行う事業所
なお, 修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商・仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で、他の事業者によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(7) 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。商業統計調査でいう従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 期間を定めずに雇用されている者
 - (イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - (ウ) 平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請けとして別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

(8) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(9) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

なお、その他の収入額の内訳区分は、次のとおり。

- ① 修理料
商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額。
- ② 仲立手数料
他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品販売のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料。
- ③ 製造業出荷額
自店で製造した商品の卸売販売、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。
- ④ 飲食部門収入額
飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。
- ⑤ サービス業収入額
販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。
- ⑥ 上記以外の収入額
①～⑤以外の収入額。

(10) 年間商品販売額の販売方法区分

- ① 現金販売
現金で商品を販売した場合をいう。なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカード等による販売も含める。
- ② 信用販売
 - (ア) クレジットカードによる販売
信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいう。
 - (イ) 掛売・その他
上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。
手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。
また、新聞、牛乳の月極販売もここに含む。

(11) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入時の原価による）

(12) 商品販売形態（小売業のみ）

- ① 店頭販売
店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。
- ② 訪問販売
訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。
- ③ 通信・カタログ販売
カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。
- ④ 自動販売機による販売
商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- ⑤ その他
料理品の宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(13) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店など。

(14) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

なお、「テナント」とは、百貨店やスーパーなどの構内の一区画を賃借し、出店している別経営の事業所をいう。

(15) 営業時間（小売業のみ）

原則、調査期日時点での営業時間（通常の営業時間）をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。

(16) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

- ① 専用駐車場
自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

- ② 共用駐車場
他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。
- ③ 収容台数
専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(17) チェーン組織区分（小売業のみ）

- ① フランチャイズ・チェーン加盟事業所
事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。
- ② ボランタリー・チェーン加盟事業所
事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。
- ③ いずれにも加盟していない事業所
上記①、②に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系列のガソリンスタンドなど。

(18) 販売先

- ① 本支店間移動
自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替えを行った場合。
- ② 卸売業者
他の卸売業者に商品を卸売した場合。
- ③ 小売業者
小売業者に商品を卸売した場合。
- ④ 産業用使用者・その他
産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を卸売した場合。
- ⑤ 国外（直接輸出）
自社（自分）名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合。

(19) 年間商品仕入額（法人事業所のみ）

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいう。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含む。

(20) 業態別区分

平成 19 年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って区分している。

(21) 大規模小売店舗

「大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）」で定める一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 1000 m²を超える店舗で、届出があったものをいう。

(22) 広域圏の範囲（市区町村名は、調査時点（平成19年6月1日）の名称である。）

広 域 圏	市 区 町 村 名
仙 南	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町
仙 台 都 市	仙台市（青葉区，宮城野区，若林区，太白区，泉区），塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亙理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村
大 崎	大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町
栗 原	栗原市
登 米	登米市
石 巻	石巻市，東松島市，女川町
気仙沼・本吉	気仙沼市，本吉町，南三陸町

4 記号及び注記

- (1) 統計表中の「－」は該当数値なし，「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満，「△」はマイナスの数値を表している。「X」は事業所数が1又は2に関する数値で，これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが，事業所数が3以上に関する数値であっても，前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 「年間商品販売額」，「商品手持額」，「その他の収入額」の数値については，積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 本文中及び統計表中の「構成比」については，積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (4) 「不詳」について
統計表の「不詳」とは，当該項目について，調査していないことを表している。
 - ① 「売場面積」については，牛乳小売業，自動車小売業，建具小売業，畳小売業，ガソリンスタンド及び新聞小売業に属する事業所並びに訪問販売，通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査をしていない。
 - ② 「営業時間」については，牛乳小売業，新聞小売業に属する事業所については調査をしていない。
- (5) 「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は，売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。
- (6) 「従業者1人当たり年間商品販売額」，「就業者1人当たり年間商品販売額」は，「パート・アルバイトなど」の従業者について8時間換算（平成14年より調査）したものをを用いて算出している。
- (7) その他の収入額の内訳別については，その割合をもとに計算した。（統計表第19表）

- (8) 販売方法別の年間商品販売額については、その割合をもとに計算した。(統計表第 18 表)
- (9) 商品販売形態区分の年間商品販売額については、その割合をもとに計算した。(統計表第 16 表)
- (10) 販売先別割合の年間商品販売額は法人事業所のみについて、調査項目中の「7(1)年間商品販売額」の卸売販売額に「17 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合 (%)」を乗じて算出した。(統計表第 17 表)
- (11) 県内本社法人(卸売・小売業)の企業全体については、法人事業所の統括管理事務所(商品の仕入、販売を行わないで、管理業務のみの本店又は本部)を加え集計をした。(統計表第 10 表)
なお、統括管理事務所は、統計表第 10 表だけに集計され、その他の統計表には含まれない。
- (12) 「5497 代理業、仲立業」の販売効率は、年間商品販売額を持つ事業所により算出している。
- (13) 「前年比」とは特に断りがない限り、平成16年調査との比較をいう。
- (14) この調査は、調査間隔が異なるので、増減率(前年比)を年平均で比較できるように年平均増減率も算出している。年平均増減率の算出については、次の方法により行っている。

$$\left[a \sqrt{\frac{\text{今回調査値}}{\text{前回調査値}}} - 1 \right] \times 100$$

aの値

昭和49年 = $\frac{24}{12}$	51年 = $\frac{24}{12}$	54年 = $\frac{37}{12}$	57年 = $\frac{36}{12}$	60年 = $\frac{35}{12}$	63年 = $\frac{37}{12}$	平成3年 = $\frac{37}{12}$
平成6年 = $\frac{36}{12}$	9年 = $\frac{35}{12}$	11年 = $\frac{25}{12}$	14年 = $\frac{35}{12}$	16年 = $\frac{24}{12}$	19年 = $\frac{36}{12}$	

5 その他の注意事項

- (1) 平成16年調査は簡易調査のため、民営の事業所のみを調査対象としているが、平成19年調査は本調査であり、公営事業所についても調査対象範囲としている。
- (2) この報告書の数値は、本県独自の集計によりとりまとめたもので、経済産業省が公表する数値と相違があり得る。
- (3) 本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は「宮城県の商業(平成19年商業統計調査結果報告書)」による旨を明記のこと。
- (4) この報告書についての照会先
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県企画部統計課商工経済班
TEL: 022-211-2458
- (5) この報告書に記載されている内容は宮城県のホームページにも掲載されております。
統計課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/toukei/>

別表「業態分類表」

区 分	セルフ方式 (注1)	取扱商品(注2)	売 場 面 積	営業時間	備 考
1 百貨店					「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3 専門スーパー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
4 コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上 250㎡未満	14時間以上 終日営業	産業分類「5791」コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)以外も含む。
うち終日営業店					
5 ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けされた事業所であって6011を扱っていること			
6 その他のスーパー	○				2, 3, 4, 5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
7 専門店					
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,5691,5692,5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,5792,5793,5794,5795,5796,5797,5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811,5812,5813,5814,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,6091,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6099のいずれかが90%以上			
8 中心店					7に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9 その他の小売店	×				1, 7, 8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					

注1:「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

注2:「取扱商品」の3桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58～60)に分類して集計したものをいう。

注3:「各種商品取扱店」とは「559 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。